

平成 31 年 2 月 1 日

小売酒販組合 御中

石川県小売酒販組合連合会
(公印略)

「雑びん」処理・啓発文書の作成について

標記については、納入業者である酒販店のサービスによる引き取りが、長年の慣行として行われてきました。

しかし、近年の状況を見ると、京都から始まった有料化の流れは、東京圏・大阪圏へと広がりを見せています。

雑びん回収という資源のリサイクルは、循環型社会の形成の観点からは有用な取り組みですが、本来の法の趣旨を逸脱した現在の引き取り方法を、どこかの時点で改める機運が高まっています。

県連では、三役会での合意に基づき、取引先料飲店などへ向けた別紙「啓発文書」を作成しました。組合員が活用できるよう周知・配付願います。

※「法」とは次の二つの法律をいう。

循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）